

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する 法律案の概要

法案概要

一般職の国家公務員の給与改定に準じて防衛省職員の給与改定を行うもの

主な改定内容

(1) 俸給表等の改定

- 一般職における初任給・若年層に重点を置いた俸給改定に準じて、自衛官等の俸給表を改定（自衛官：平均0.3%（平均949円）引上げ）

* 指定職相当である将及び将補（一）の改定はなし

※ 事務官等の俸給の引上げは、一般職給与法の改正により自動的に改定

- 防衛大学校等の学生に対する学生手当の改定等

(2) ボーナス（期末・勤勉手当）の改定

一般職のボーナス改定に準じて、防衛大学校等の学生等に対するボーナス（期末手当）の支給月数の引上げ（現行年間3.15月分 → 3.25月分）

※ 自衛官及び事務官等のボーナス（期末手当・勤勉手当）の支給月数の引上げは、一般職給与法の改正により自動的に改定

- 一般の職員 現行年間4.20月分 → 4.30月分（+0.1月分）
- 指定職職員 現行年間3.15月分 → 3.25月分（+0.1月分）

※ 扶養手当の手当額の改定は、一般職給与法の改正等により自動的に改定

- 配偶者に係る手当額の減額（13,000円 → 6,500円）
- 子に係る手当額の増額（6,500円 → 10,000円）

* 29年度～32年度に段階的に実施

実施時期等

- 俸給、学生手当等の引上げは、平成28年4月に遡及して適用
- ボーナスは、平成28年12月支給分から施行
- 扶養手当の見直しに係る改定は、平成29年4月から実施